

14. 有朋高等学校（通信制課程・単位制課程）の加盟について

高文連への加盟は「有朋高等学校」とし、代表者は有朋高等学校長とする。

1. 加入の対象

- (1) 通信制課程については、石狩支部に加入するものとする。
ただし、演劇などグループ参加が可能と認められる場合は、各支部に加入することができる。
(技能連携施設と同様の扱い)
- (2) 単位制課程については、石狩支部に加入するものとする。
- (3) 技能連携施設については、それぞれ関係する支部に加入する。(分校扱い)

2. 負担金

- (1) 通信制課程は生徒一人につき40円とする。
ただし、石狩支部加入あるいは上記1の(1)ただし書きについては、別途協議する。
- (2) 単位制課程は生徒一人につき150円とする。
- (3) 技能連携施設については、通信制課程に準ずる。

3. 大会参加の方法

- (1) 北海道高文連（支部を含む）が主催する大会に参加する場合は次のとおりとする。
 - ア. 通信制課程については、石狩支部に参加するものとする。
ただし、1の(1)ただし書きにあるものについては、ウの項に準ずる。
 - イ. 単位制課程については、石狩支部に参加するものとする。
 - ウ. 技術連携施設については、それぞれ各支部に参加するものとする。
- (2) 大会参加の際の学校名は、例「北海道有朋高等学校(旭川)」とし、略称は「有朋(旭川)」とする。
- (3) 参加申込みは有朋高校長が行う。

4. 会議の出席

- (1) 全道的な会議には、有朋高校長が出席する。(例 道高文連総会)
- (2) 各支部の会議には、有朋高校長の代理として協力校の校長等が出席する。
- (3) 各支部のその他の会議には協力校の専任教員が出席する。
ただし、支部長の承認を得た場合は有朋高校の面接指導講師または、協力校の講師である技能連携施設の職員が出席することができる。
- (4) 各支部とも技術連携施設との連絡はすべて協力校を通じて行う。
(注) 3の(3)について
支部大会、道大会については、申込みにおける時間的余裕がないなど止むを得ない場合は、有朋高校長の下に協力校長名を併記し、その職印を押印し、正式の参加申込みに代えることができる。
ただし、この場合でも申込み後には正規の申込み書を送付するものとする。

昭和 61年 5月 8日 制 定 平成 3年 5月 8日 一部改正 平成 3年5月8日一部改正 平成 8年5月9日一部改正
平成 12年 5月11日 一部改正